

## 監 査 報 告 書

学校法人 桜美林学園  
理 事 会 御 中

平成 20 年 5 月 22 日

監事 小 椋 郊 一

監事 名 取 襄 一

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人桜美林学園寄附行為第 11 条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人桜美林学園の平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査の方法は、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人桜美林学園の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上